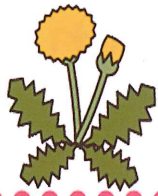


3月



2019年

みやま

第250号

病院理念

『患者さまの不安をとること』

当院の基本方針

「地域に根ざした安心できる医療」

「精神科医療の充実」

「老人医療」医療と福祉の結合

病院目標『時代が求める価値ある病院づくり』～ネットをつなごう医療の和～

医療法人社団 光生会 平川病院

〔ホームページ〕 <http://www.hirakawa.or.jp/> 〔e-mail〕 hhsp1966@violin.ocn.ne.jp



平成30年7月 ベトナム「高度人材日本語研修センター」にてセンターのスタッフと当院職員

【左端】総務課 音田〔生活指導員〕
【左から3番目】酒井看護部長〔技能実習指導員〕
【右から2番目】渡邊看護部長〔技能実習指導員〕

※関連記事は2ページ



平成31年3月 外国人職員向けオリエンテーションにて

【左端】クアンさん【前列左】トゥオンさん【前列中】蔦さん
【前列右】ヒエップさん【右端】ニャンさん
後列は先輩外国人職員の【右】張さんと【左】チャンさん

外国人スタッフについて

昨年から介護職員として働いてくれているベトナム人のチャンさんの4人の後輩が4月から私たちの医療法人の職員になります。クアンさん、トゥオンさんは老健のハートランドぐらんぱぐらんまで、ニャンさんとヒエップさんは平川病院です。みんな介護福祉士の学校に通っていたので日本語も上手ですし、介護は本物です。恥ずかしがり屋なので、すぐ顔が赤くなってしまいますが、よろしくをお願いします。外国人が日本の医療施設で働く場合、中国人のチョウさんやりさんのように日本の看護師国家試験に合格し通常の看護師として働く形と、チャンさんや今回の4人のように介護福祉士の学校を卒業し、将来、介護福祉士という国家資格を取る人達と、内科のショウさんのように技能実習生として日本で介護の勉強をしていただき、終了後は母国に帰って活躍していただく国際貢献の仕組みを使う形、そして平成31年4月からの新たな制度である「特定技能」として、労働力としての雇用という形があります。それぞれ違う目的、目標ではありますが、みんな平川病院の職員であることは共通で、税金、雇用保険、社会保険、労働基準法なども共通です。一致団結してより良い医療提供のために努力していこうと思います。

院長 平川 淳一

【表紙】院長挨拶【P2】新しい仲間・外国人技能実習生を受け入れます【P3】薬剤科から【P4】地域生活支援室より【P5】アルコールケア・就労について～2年前との比較～【P6】心理のお仕事 その5【P7】リハビリテーション専門職も吸引が出来るようになります

新しい仲間・外国人技能実習生を受け入れます ～ ベトナムから平川病院へ ～

平成29年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）が施行され、技能実習制度の職種に「介護」が加わりました。平川病院でも技能実習生の受け入れ準備を進めています。

昨年7月、管理団体を通じて来年受け入れる技能実習生の面接のため、看護部長と生活指導員である音田さんと共に実習指導員としてベトナムに同行させて頂きました。現地の研修生は、送り出し機関（高度人材日本語研修センター）で1年間の日本語教育を受け、介護現場等で必要なコミュニケーションができるよう学習をしなければなりません。日常の中で日本語が学べるよう送り出し機関では階段やトイレなど至る所に日本語が貼ってあり、日本語を身近に感じられる工夫がされていました。ベトナムでは家族を大切にする文化があり、両親や祖母のお世話をしている研修生もいましたが、現在は比較的高齢者が少なく平均寿命も短いそうです。



高度人材日本語研修センター



センター内の日本語掲示



ハノイ最古と言われる寺院
チャンクオック寺（鎮国寺）

今回面接をした方の中から、3名の方が来年技能実習生として、平川病院にやってきます。入国後は義務付けられている日本語学習や介護導入研修を約1ヶ月間受けてから、病院で受け入れる予定になっています。入国する頃には、日本語は「N4」レベル(基本的な日本語を理解できる)を満たしていますが、2年目以降に進むには、「N3」レベル(日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる)が要求されます。

技能実習制度に基づき、わが国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国への移転を図れるよう、研修計画に沿って病院全体で支援していきたいと思います。

内科病棟 看護師長 渡邊 千恵

今話題の感染症 ～風疹への対策どうする？～

薬剤科から

昨年から爆発的に流行している風疹は、インフルエンザと同じく飛沫感染する感染症の一つです。飛沫感染は、くしゃみをする事でウイルスや細菌が水分を含んだ状態でばらまかれて多くの人に感染します。例えば今年大流行し、我々を悩ませたインフルエンザは、1人の感染者が2～3人にうつす程度の感染力です。これに対して風疹は、1人の感染者が約5～7人程度に感染させてしまいます。これを見るだけでも、風疹が一度広がったら大変である事が分かります。そして、一度感染すると抗インフルエンザ薬のような治療薬も無い上に、健常人でも重症化しやすく、特に

妊娠中に感染すると流産や胎児への影響（先天性風疹症候群）など、大きな問題が起きてしまいます。また、現在感染している患者の大半が幼少期にワクチンの接種を1回しか実施していなかった年代の男性が中心で、感染した男性が周囲の人に2次感染させてしまうなどの状況となり、2019年は1・2月だけで650人とまだまだ増加しそうな勢いです。そのため国は、風疹ワクチンを1回しか接種したことの無いS37年4/2～S54年4/1生まれの男性に対して、来年度から3年間に分けて該当者にチケットを配布し、抗体を持っているかどうか調べる抗体価検査の実施を行い、抗体を持っていない事が分かった男性に対しては、ワクチンの追加接種を受けられる機会を設けました。

当院では、数年前から抗体がある状態での入職をお願いしていますが、それ以前の入職者への対応が出来ていない点もあるので今後の国の対応に合わせた対応を取りたいと思っています。感染症は自分を守るだけでなく、自分の周りにいる人たちを守るためにも出来るだけの対策が必要です。私も該当する年齢となるのでぜひ検査をしたいと思います。

薬剤科 科長代理 大塚 晃弘



厚生労働省の風疹啓発ポスター

昭和40～60年代の男性をターゲットに当時流行ったアニメのポスターを作成した？担当者はなかなかマニアックですね。（筆者）

訪問看護を利用する方の声

地域生活支援室より

当院では精神科訪問看護を行っています。

今回、訪問看護を利用するAさんに、現在感じていることをインタビューさせていただいたので紹介したいと思います。

質問：生活上で不安なことは何ですか？

Aさん：確認したくなること。また、先のことまで考えてしまうこと。

質問：親とは別々で暮らすことを決めたきっかけは何ですか？

※現在親はご健在ですが、一人暮らしをしています。

Aさん：主治医に勧められたのもそうですし、親はいずれいなくなるといったこともどっかにはありましたが、一度一人暮らしをしようとして失敗したこともあり決断できずにいました。しかし、退院近くなったら自分でやっ払いこうといった気持ちになりました。

質問：訪問看護を受けてよかったことは何ですか？

Aさん：親は週末しか相談できないので平日相談できる時間があるので良かったです。また、小さなことでも答えてくれるので助かります。確認したくなることも少なくなったように感じます。

質問：今、1番楽しいことは何ですか？

Aさん：親と会って過ごすことや、一人で居る時間もCDを聴いたり、本を読んだりする時間が楽しいです。

最後に、Aさんから自分には社会的経験が少なくても訪問看護など利用し一人暮らしができていたため、他の障害を持つ方にも自信を持って欲しいと話していました。

訪問看護を行っているなかで、本人の持っている強みを共有して活かし、生活の中で少しでも自信をもち、楽しいと感じることが増えるように支援していきたいと思いました。



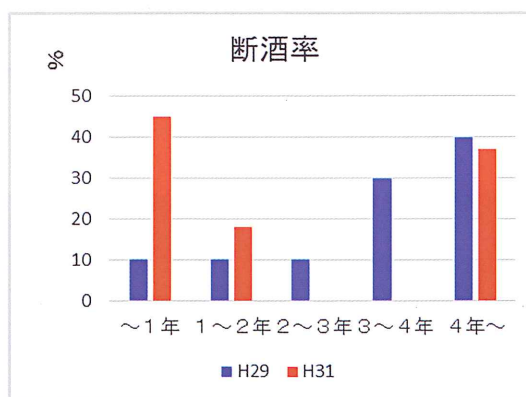
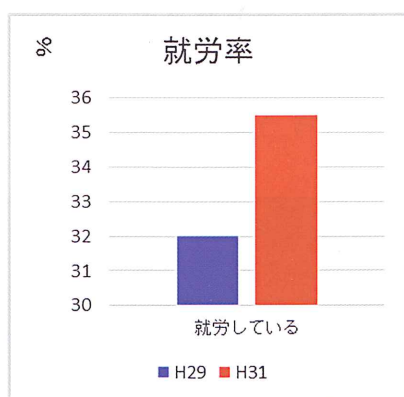
外来・訪問看護 主任 高木 路子

アルコールデイケア・就労について ～2年前との比較～

平成29年10月号のみやまで、アルコールデイケアの就労について報告しました。それから2年が経過したので、現在の状況について報告したいと思います。

平成 31 年 1 月現在

デイケア登録人数	31名
就労人数（就労率）	11名（35.5%）
男女比	男：女 9人：2人
平均年齢	58.4才
就労先	病棟勤務（2名）・清掃（3名）・訪問事業所勤務（2名） 温泉施設業務・スーパー品出し・学童見守り・郵便局勤務（1名）
就労目的	生活費のため（5名）・社会復帰のため（2名）・生きがい（2名） 断酒につなげるため（2名）



平成31年1月現在、11名の方が働いています。この人数は全体の1/3にあたり、グラフからは、2年前より就労率が上がっていることがわかります。平均年齢は58歳、就労目的として、「生活のため」「社会復帰のため」「生きがいのため」「断酒につなげるため」と個々で異なりますが、「断酒継続のため、就労している」目的は共通しています。就労先は、表に示しましたが、2年前と比較すると、新たに病棟勤務が加わりました。午前中3時間、病棟で清掃やリネン交換など看護助手の仕事をしています。院内で働くメリットとして、デイケア、病棟間でメンバーの就労状況を共有できる点と、何かあった時に早めに対応できる点が挙げられ、二人とも開始して1年が経過しています。グラフ2では断酒期間を示しました。H29年は1年未満の数が最も少なく、徐々に増え、4年以上が最も多かったのが、今年は2年未満と4年以上と極端に分かれています。その理由として、1年未満の数の中に再飲酒した方が含まれているからです。再飲酒した場合、連続飲酒につながっていく方が多い中、働く場所があると、早く切り替え、職場に戻れる現状があります。

アルコール依存症の方にとって、「働く場」「必要とされる場」があること「生きがい」を持つことは、断酒していく上で必要だと考えられます。今後も、就労支援にも力を入れて、サポートしていきたいと思えます。

医療の質向上促進委員会

心理のお仕事 ～その5. これから‘公認心理師’時代を迎えるにあたって～

今年度、隔月で連載してきました『心理のお仕事シリーズ』も、今回で一区切りとなります。

さて、先月号で私たちが公認心理師試験に全員合格を果たしたことをご報告させていただきましたが、2月後半現在、ついに登録証が手元に届きました！この公認心理師という心理職初の国家資格の誕生については、その法律が成立したH27年秋の『こころの扉』（11月号）をはじめ、折々で触れさせていただきました。とは言っても、前号でもお伝えしたように、これまでにご紹介してきた私たちの主な仕事、あるいは臨床心理士と公認心理師のそれとは、少なくとも現時点では大きく異なる訳ではないのですが。けれども一方で、特に医療の領域においては、いわゆる民間資格であった臨床心理士とは異なり、国家資格である公認心理師の業務や役割が、はたしてどのように診療報酬の枠組みに位置づけられていくのかと併せて、やはりこれからの動向や展開が注視されてもいます。

そこで本シリーズの締めくくりもかねて、新たな資格を持つこととなる私たちが今後どのような仕事を担っていく可能性があるのかも含めて、最後にお話していきたいと思います。

では、まず公認心理師法で定められている、公認心理師が行う業務を見てみましょう。

公認心理師は保健医療、福祉、教育その他の分野において、専門的知識および技術をもって、

- ① 心理に関する支援を要するものの心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- ② 心理に関する支援を要する者に対して、その心理に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行うこと。
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

～公認心理師法 第二条～

なんだか少々ややこしい言い回しですが…簡単に言うと、要は①がシリーズ1で取り上げた心理検査、そして②は同じくシリーズ2および3の個人・集団心理療法、そして③ではシリーズ3で紹介したようなチーム医療における多職種連携・協働が、その一つの例となります。もっとも、これらの業務においては、さらに新たな展開が求められていくとことでしょう。

たとえば②の業務で従来から行われてきたものを例に挙げると、今までは1対1で、そして面接室にて行われる、いわゆる個人心理療法が、その代表的な手法となります。この役割は、これからも私たち心理職の基本業務となるであろう一方、今後もし訪問系サービスの算定要件に公認心理師が加わることになったとしたら…必要に応じては、他職種と共に私たちも病院を出て、そして患者さんのご自宅で援助を行うようになることも考えられます。



他にも認知症初期集中支援事業のチーム員構成が「医療に保健福祉に関する国家資格を有する者」となっていることから、今後アウトリーチ活動に直接参与する可能性も出てくるものと思われます。

そしてもう一つ、公認心理師の役割の特徴とも言えるのが、④に挙げられている‘心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと’です。(ちなみに、これは臨床心理士の専門行為としては明確に位置づけられてはいません)これについては「広く一般の国民に対しての役目として、心の健康に関する教育及び情報の提供の場を与えられたら、それに応じることが求められる。それ以上に、地域の公認心理師又は関係分野の多職種等とともに、積極的にこれに取り組むことが業務として求められている」(岩壁・金沢・村瀬, 2018)とあります。

これを当院の活動に照らし合わせてみると…たとえば認知症疾患医療センターの活動の一環で、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)が企画する地域住民対象の講座に出向くことがあります。そこで『介護家族者の気持ち・心理状態』をテーマに当科のスタッフがお話させていただく機会を持ったことが、その取り組みにあたりと考えられます。

このように当院の取り組みの中で私たち心理職が既に実践してきていることが、これから公認心理師の業務として本格的に展開していき、そしてスタンダードとなっていくものもあるのかもしれない。

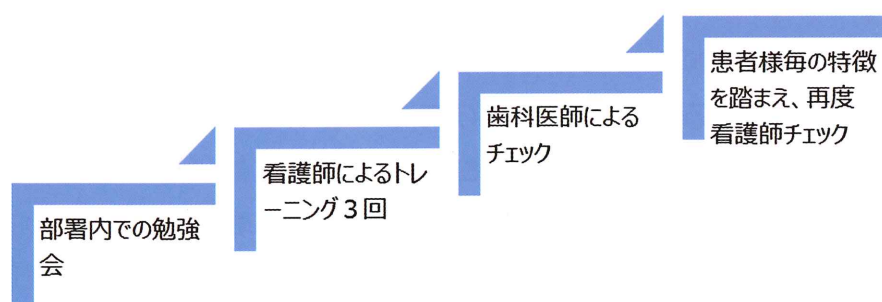
実は来年度は平川病院に‘心理療法科’が立ち上げられて、ちょうど20年目を迎える年ともなります。当時、都内の精神科単科病院の中でも心理職の独立部署が組織の中に位置づけられているところは、まだ多くはなかったように思います。折しも新たに公認心理師という国家資格を持って働くこととなった私たちですが、ここまで積み重ねてきた当科の歩みをもとに、これからの心理職の役割と機能をより確かなものにしていくこともまた、私たちの大事な仕事なのではないかと考えています。

心理療法科 科長 淵上 奈緒子

リハビリテーション専門職も 吸引が出来るようになります

リハビリテーション専門職は、院内でセッティングをされた研修会を行なえば、吸引を実施できるように診療報酬上規定されています。この研修会については、指定された形式・内容はありますが、やはり患者様に行うため、安全を期さなければなりません。

リハビリテーション科では、全体を3つのグループに分け、部署内での研修会・練習会を2回、その後看護師から技術チェックを受け、オールAをとったら、最後にVEにて画像を見ながら熊倉先生・平井先生にチェックをしていただき、最終試験を受ける、ということになっております。また、実際に患者様に行う場合にはさらに看護師についていただきチェックを受け、いよいよ患者様への吸引を行うという、多くのステップを踏んでおります。



リハビリテーション職種が吸引を行う事ができると、例えば、リハ前後に痰があがってくる場合の対応や、STが直接訓練を行う場合のリスク管理等もしやすくなりますし、看護師が手が離せない時にも患者様の安全と安寧を提供することが出来ます。

まだまだ、始めたばかりの取り組みですが、より安全な医療の提供に向けて実践していきたいと思っております。

リハビリテーション科 科長 上 藺 紗映

当院は南多摩医療圏の地域拠点型認知症疾患医療センターです

東京都では、平成24年に指定された「地域拠点型認知症疾患医療センター」12カ所（当院含む）と平成29年11月迄に指定されている「地域連携型認知症疾患医療センター」40カ所、合わせて52カ所の医療機関において、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めています。認知症に関するご質問がありましたら、各地域のセンターまでお問い合わせ下さい。尚、センター指定状況や役割の詳細等については、東京都公式ウェブサイト『とうきょう認知症ナビ』でご確認いただけます。

とうきょう認知症ナビ

編集後記

今日は、たまたま3月11日。東日本大震災から8年です。地震の日、鉄道が止まり、幹線道路は大渋滞。翌日から多くのガソリンスタンドが閉まり、暫くすると計画停電が始まり、被災地から患者さんを受け入れたことなど様々なことを思い出します。地震、津波の周期が人の一生より長い場合が多く、我々が唯一天災の恐ろしさを知るには、過去の記録を継承するしかない……天災は、忘れた頃にやって来る？

医療法人社団光生会 平川病院

東京都八王子市美山町1076

電話 042-651-3131

FAX 042-651-3133

編集 平川病院 広報委員会

ご意見ご感想はこちらへお願いします
kouhou@hhspl966.jp

